



# 令和3年4月1日付報酬改定に伴う サービスコードについて

地域福祉課・介護福祉課



# サービスコードイメージ図 (1)



予防相当訪問介護 (週1回程度)  
予防相当通所介護 (事業対象者・要支援1)



(1) 予防相当訪問介護  
回数 268単位 (国と同等)  
月割 1,072単位 (268×4)  
(2) 予防相当通所介護  
回数 384単位 (国と同等)  
月割 1,536単位 (384×4)

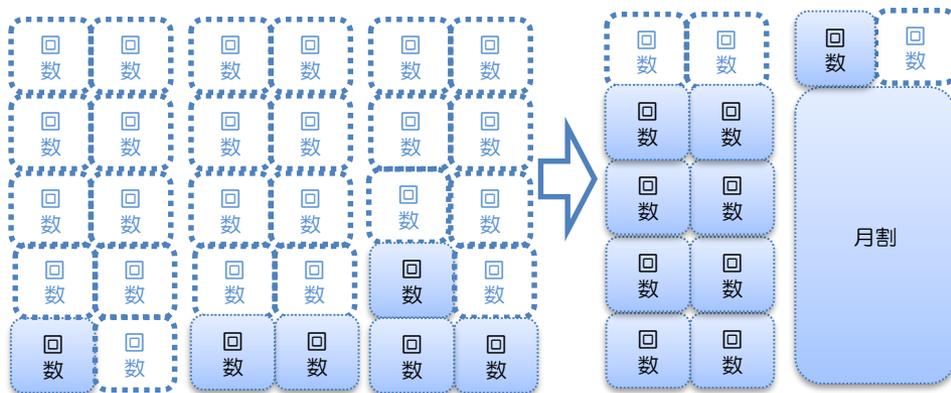
- 週1回については月4回までは回数割のサービスコードで請求。
- 月5回以上については、月割 (4回分) と回数割を併用して請求。
- 月に請求できる回数はケアプランによる週当たりの回数と暦に基づく。



# サービスコードイメージ図 (2)



予防相当訪問介護 (週2回程度)  
予防相当通所介護 (事業対象者・要支援2)



- (1) 予防相当訪問介護  
回数 272単位 (国と同等)  
月割 2,176単位 (272×8)
- (2) 予防相当通所介護  
回数 395単位 (国と同等)  
月割 3,160単位 (395×8)

- 週2回については月8回までは回数割のサービスコードで請求。
- 月9回以上については、月割 (8回分) と回数割を併用して請求。

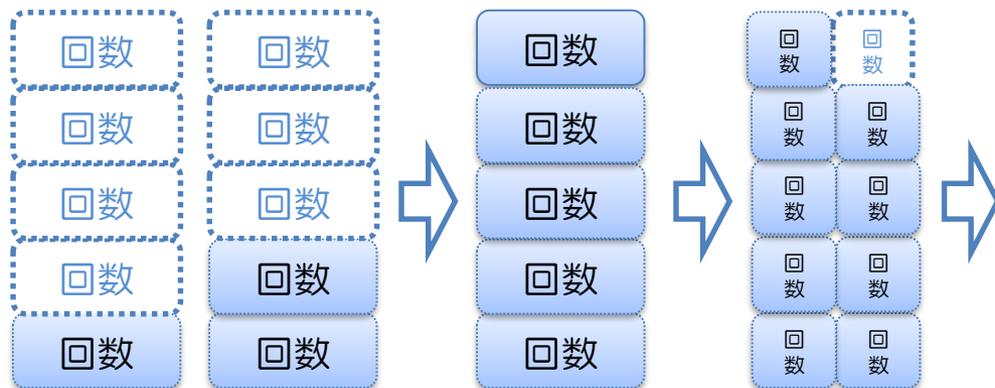
予防相当訪問介護 (週2回以上) についても同様のイメージで、月12回までは回数割で請求。それ以上は月割 (12回分) と回数割を併用



# サービスコードイメージ図 (3)



訪問型サービスA  
通所型サービスA



- (1) 訪問型サービスA  
211単位
- (2) 通所型サービスA  
355単位 (送迎あり)  
305単位 (送迎なし)

- サービスAについては、月割のサービスコードを廃止し、回数割のみとする。
- 月に請求できる回数はケアプランによる週当たりの回数と暦に基づく。